同化主義の展開と地理教育

―植民地台湾における愛国心―

葉　倩瑋

1．はじめに

> 内地人・台湾人・蕃人の別なく均しく，どの学校にも一しょに学ぶことができるようになりました．ただ国語を常に用ひる処を小学校といひ，台湾語・蕃語をも国語と併せ用ひる処を公学校といひます．（橋本　1930：107）

大正 11（1922）年，日本植民地統治下の台湾では日本人と台湾人との「共学」の方針がとられた．民族による教育制度上の差別を撤廃して植民地における日本人と台湾人との融合を促進し相互の理解を深めるためであった．これが教育における「同化主義」の実践である．植民地における教育は，当時の統治政策が反映され，台湾においては植民地分離主義から同化政策へ，さらに皇民化政策への転換に伴い，教育政策も教科書も改変されていくことになった．同化政策の根本原理は，その法政策の実行にある．つまり，憲法など法制度の同一化であり，その内地延長主義という統治方針である．教育は同化政策推進の要となった事業であった．本稿は，この法制度上の同化政策と教育制度上の同化政策との関連について検討した上で，地理教育がどのような理念において実践され，「同化」に関わっていたのかを明らかにするものである．

植民地における「同化」や「皇民化」についての言説の多くは教育や文化政策から論じられている．それは同化の推進が教育や宗教など文化的精神的側面から実践されてきたためである．同化政策と教育との関連については，駒込（1996）が植民地主義と教育との関連を台湾と朝鮮を事例に詳細に分析し，日本による植民地支配の文化統合の位相について論じている（駒込　1996：129）．駒込（1996）は植民地支配における同化政策をめぐる議論を分析した上で，植民地統治者が文化統合に関してどのような教育内容構想を抱いていたか明らかにした．日本の植民地主義の理念であった同化は，文化統合を創出するためのポジディブな原理としては空洞化しており，この空洞化を補うために差別の重層的な構造を拡大再生産していったと結論づけている（駒込　1996：357）．一方，陳（2001）は，日本の植民地教育史について，国語教育の態様の分析を通じてその同化過程の意義と変容について検討した（陳　2001）．台湾の近代化に果たした植民地教育の役割は否定できないとしながらも，教育は「日本の国家体制の平衡を維持するための方便から生じた巧まざる結果」とする（陳　2001：310）．

台湾における植民地教育に関しては，Tsurumi（1979, 1984）の詳細な研究がある．Tsurumi（1979, 1984）は，台湾における植民地統治政策の変遷を分析した上で，その政策教育の変容を明らかにした．その中で日本による植民地教育は初等教育レベルでは一応の「成功」を収めたと述べ，その結果，教育を受けた台湾人知識層の中に「台湾人意識」を育てることとなったと指摘する（Tsurumi 1979：215).

また地理教育については，寺本（1985：69-74）が植民地統治下朝鮮の国民学校における郷土教育について考察している．寺本(1985）は，朝鮮における国民学校において教授されていた「環境の観察」の教師用教科書の内容について，日本における「郷土の観察」と比較しその特徴を検証し，両者には多くの共通部分と差異があることを明らかにした．また沈（2003）は，国民学校制度の下で使用された文部省発行の「郷土の観察」と朝鮮総督府発行の「環境の観察」を比較分析し，朝鮮において「郷土」ではなく，「環境」という用語が使用されたのは，「郷土」が朝鮮の人々の中に朝鮮への郷土愛が芽生えることをおそれたためではないかと指摘している．一方，白（2005：81）は国民学校の文部省発行の教科書「初等科地理」と植民地朝鮮総督府発行の「初等地理」を比較し，その具体的内容が，日本内地よりもむしろ朝鮮で発行された教科書の方が「愛国」に関する言及が多いことを指摘している．このように地理教育に関しては，これらの植民地時代末期における地理教育について取り上げた研究に限られており，植民地統治政策と地理教育との関連を問う研究はほとんどなされてこなかった．

地理学は植民地主義と深く関わりながら発展した学問であるが,明治期日本においては,近代国家の枠組の中で地理学会が成立し，その後の帝国主義的拡大と深く関与していくこととなった（Takeuchi 1994：192)．地理教育もそれに伴って日本内地のみならず，植民地においても主要科目の一つとして位置づけられていくことになる．

本稿ではまず台湾において同化主義がどのように植民地統治政策として実施されたのか，また教育が統治政策の中でどのように位置づけられていたのかを検討した上で，同化政策の下での地理教育の理念とその内容について明らかにする．

２．台湾における同化主義の展開

２．１　植民地統治政策の変遷

台湾領有当初の日本は近代化に向けての一歩を踏み出したばかりであり，植民地獲得は「植民地帝国の初心者にとってのアクセサリー」（Peattie and Myers　1984) のようなものであった．したがってその統治方針も定まらないままに統治が始まった．矢内原（1929：10）は日本の植民地獲得を「未だ帝国主義の実質を備へずしてその形態とそのイデオロギーとを取った」と指摘している．

植民地の統治方針には大きく分けて，内地と法制度を分離し，同等の権利を与えない「植民地主義」と，植民地とは見なさず，内地と同等の権利・義務を与える「内地延長主義」とがある．台湾における統治政策は，初期において「植民地主義」を実践し，武官総督による統治が行われ，1920 年代からは「内地延長主義」，すなわち「同化主義」へと転換し，文官総督による統治が行われていくことになった．植民地主義から同化主義への移行は，国際的には第一次世界大戦後の民族主義の隆盛，また国内的には大正デモクラシーの風潮による影響によるものと考えられている．1936 年以降は皇民化運動が植民地においても展開され，改姓名や志願兵制度の導入と同時に土着文化の抑圧・弾圧を指向する皇民化政策が採られた．

日本にとって初めての植民地となった台湾は，領有当初，台湾における抵抗運動の鎮圧を図る一方，台湾を「植民地」として扱うか，「内地」として扱うかという基本方針をめぐって帝国議会で討議された．領有の翌年明治 29（1896）年３月に「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案」が帝国議会に提出され，これは法律 63 号，いわゆる六三法と称される時限立法として可決された. 六三法は，台湾総督に律令を制定する権利を与えるものであり，これにより，台湾は「植民地」とし

て統治するものと定められた．つまり日本で適用されている憲法・法律は台湾では適用されず，総督がそれらを定める権限を持つということになり，この方針は，1920 年ごろまで存続していくことになった．植民地を内地とは「分離」して統治していく「植民地主義」を強く主張したのは，1898 年に就任した第四代総督の児玉源太郎と民政長官の後藤新平である．後藤は，「改正憲法発布ノ勅語」案において，「台澎[1]ハ清国ニ隣接シ，我カ帝都ヲ距ルコト太タ遠ク，其ノ民族ヨリ制度文化人情風俗ニ至ルマテ全ク我カ本土ト其趣ヲ異」にすると述べ，それゆえに，台湾はあくまでも植民地として統治していかなければならないと主張している．そのためには，新たな法令を発し文明的な制度を一挙に導入するのではなく，台湾においてすでに定着している「自治制の慣習」を利用して統治していくべきであるとした．後藤は「社会の慣習とか制度といふものは，皆相当の理由があって，永い間の必要から生まれてゐるものだ．その理由を弁へずに無暗に未開国に文明国の制度を実施しようとするのは，文明の逆政（ママ）といふものだ」と述べ，これを「生物学の原則」と称した．この原則に基づき，徹底した調査事業を実施し，台湾統治の基礎としたのである．

植民地統治政策が植民地主義から同化主義へと転換したのは，内地法の全部又は一部を台湾において施行すると定めた法三号が発令された大正 10（1921）年のことである[2]．第八代総督田健次郎は大正８（1919）年の統治方針の中で

> 台湾は帝国を構成する領土の一部にして当然帝国憲法の統治に従属する版図なり…（中略）本島民衆をして純然たる帝国臣民として諸般の施設経営を為し，本島民衆をして我朝廷に忠誠ならしめ，国家に対する義務観念を涵養すべく教化善導せざるべからず．

と述べ，「内地延長の原則」を統治方針として確立した．植民地主義から内地延長主義への転換である．その統治方針に基づき一連の「同化」政策が実施された．大正９（1920）年に田はまず地方制度の改正を行い，５州３庁を設置し地名を日本風のものに変更させた．翌 10（1921）年に諮問機関である台湾評議会を設置した．これは台湾において施行しようとする内地法など台湾における各種の重要事項に対して民意を尊重する必要から設置されたものであり，これにより，全ての商法，民法の除外令施行，訴願令施行などが適用されることとなった（佐藤　1943：112)．しかし，法三号の条項にもあるとおり[3]，内地法の全てが延長施行されたわけではなく，多くの律令は廃止されず，また参政権のような基本的人権は台湾人には与えられることはなかった．他に，共婚法の制定，笞刑の廃止[4]を行ったが，同化政策の中で最も強調されたのは，日台共学などの「教育」事業の実践であった．もともと「同化」の推進は大正３（1914）年から林献堂により「台湾同化会」[5]が設置されたのが嚆矢である．これは台湾人に在台日本人と同等の権利を求める運動であった．実際，被植民者にとっての「同化」とは法的権利・立場の平等化が本義であるが，支配者にとっての「同化」は支配者の論理への被植民者の包含を意味していたのである．

日華事変が勃発した昭和 11（1936）年,「皇民化，工業化，南進基地化」の三原則が統治基本方針として掲げられ，いわゆる皇民化政策が推進されることになった．その中心となったのは，国語運動，改姓名，志願兵制度，宗教社会風俗改革であった．そのため台湾総督府は，国民精神総動員本部を設立し，講習会の実施や資料の配布など皇民化に向けてのさまざまな対策を実行した．「改姓名促進要綱」（昭和 15（1940）年 11 月）の発布，新聞媒体などでの漢文欄の廃止，寺廟整理と神社参拝の強制，皇民奉公会の結成などが行わ

れた．戦時体制下では皇民化運動は一層強化され，台湾の町内ごとに神社，遥拝所の設立，日本語常用の徹底，「国体」に関する映画や紙芝居などが上映され，庶民の生活にも皇民化の実践が浸透していくことになった．昭和17（1942）年からは陸軍特別志願兵制度，さらに昭和20（1945）年には徴兵制が導入され，皇民化政策の下での植民地の統合がさらに進んだ．皇民化運動は，このように「日本化」が台湾の土着の文化を抑圧する形で強制的に進行していく過程であったが，その根本精神は「一視同仁の聖旨を奉体して同化の実を挙ぐる」という同化主義の精神の延長上にあったと捉えられている（陳　2001：278）．

こうして日本の統治政策は，「植民地主義」から「内地延長主義」「皇民化」へと転換し，「大東亜共栄圏」の理念の下，日本を中心として描く東亜新秩序の中で，地理的にも文化的にも日本に近接している台湾は，朝鮮と並んで日本の次に位置づけられ，皇民化政策が強力に推進されていった．それは「大日本帝国」における位置づけが重要になったからにほかならないが，必ずしも台湾の人々の位置づけが日本人と「同化」し同等になったわけではなかった．「同化」にしても「皇民化」にしてもその理念は統治者である日本の「言説」でしかなかったのである．

２．２　同化主義の二元性

そもそも同化とは何か．広辞苑によれば「本来異なるものが同じくなること．同じ性質に変わること．また他を感化して自分と同じようにすること」と定義されている．ピーティー（1996：134）は植民地における同化について，その究極の目標は教育を啓蒙の手段とし植民地住民に長期間施せれば，文明及び文化をより高い水準に導くことができると論じている．つまり同化とは支配者側の文化が優越していることを前提に，被支配者に対してその文化に感化させていくことをいい，それは植民地主義においては正当かつ「文明化」の推進と位置づけられた．

日本の植民地統治は，その同化主義に特徴づけられることが従来の研究では指摘されてきた（陳　2001：24；君島　1994：80-107；駒込　1996：14）．たしかに，同じ文化圏に属する台湾と朝鮮は日本との文化的「同質性」により，「文化接触は容易に達成しうる」（林1929：6）と考えられ，それゆえ同化が推進されたのである．しかし，同化は，多元的な意味を持つ．いわゆる統治政策，法体制上の「同化」と，イデオロギーの上での「同化」である．山本（は「法制的・政治的には明白に異域＝植民地でありながらイデオロギー的には内地化を標榜するという，理念と現実の＜二重性＞がつきまとっていた」と指摘する．山中は，同化政策を社会学的枠組から，「社会構造的次元」と「文化的次元」に区別し，「社会構造的次元」での「同化」の指標としては参政権などの権利関係の同一化，一方「文化的次元」における「同化」の指標としては，教育による言語の共通化などをあげ，同化の二元性を論じている．

台湾におけるイデオロギーとしての「同化」は「一視同仁」「融和同化」を目指し，台湾人と日本人との平等化を目指すものであったが，統治政策としての同化政策は，多くの面で日本人と台湾人との間の差異が顕著にみられた．文明化・近代化の程度が劣っている台湾を同化により近代化をもたらそうというものである．しかし日本の同化政策は，そうした技術や生活様式の上での同化だけでなく，精神的な同化，民族への同化を求めた．すなわち「国体」精神への同化である．日本が近代国家として成立してまもなく台湾という植民地を獲得し，さらに朝鮮を版図下に置いたことにより，その国家枠組の中に「他者」を内包することへの矛盾を同化によって克服しようとしたとも考えられる．これが，理念上の「同化」である．しかしながら理念上の同

化は，統治者側からは「逆の論理」から利用されるようになった（陳　2001：26）．平等化と差別化の相反する方向性が同化の原理には含まれていた．つまり，平等化が図られる一方で，その平等化が実現できず差別化が正当化される論拠は，同化が達成されていないことに求められたのである．同化を推進するための初期設定として，「差別化」が必要であるという論理が正当化されていくことになった．その結果，「同化」を推進する場であるはずの学校教育においても日本語能力の差異を理由に，台湾人と日本人の間で「差別化」が行われた[6]．

同化政策期（1920 年代以降）において日本政府は台湾・朝鮮に対し「植民地」という言葉を避け，「外地」という言葉を使用するようになったが，これは「帝国主義的支配対象としての植民地以外の何ものでもないものを隠蔽するため」（駒込　1996：34）であった．同化政策における「一視同仁」の理念は，国家形成を「国体」精神の下に成し遂げていくことを目標に掲げられ，その推進の柱とされたのが，教育であった．

３．台湾における教育政策の展開

３．１　「植民地主義」下の教育政策

異民族支配にあたって，植民地台湾では「彼我思想交通」の方法を講ずることがまず急務とされた．領有直後の台湾においては，教育以前に言語の不通が最大の問題であり，「本島人[7]には国語を，本国人には土語を」（台湾教育会編　1939：18）[8]が，最優先の課題であった．台湾の人々の間にも標準語が成立しておらず[9]，したがって，「文化の発達せざる或る一の土語を採りて標準語と為さんよりは文化の発達せる国語を標準語と為す」こととしたのである．日本語の普及はコミュニケーションの手段だけでなく，「文化発達の手段」，さらに「同化の手段」として必要不可欠な課題であるとされ（台湾教育会編　1939：15），つまり文化水準の低い「土人」に日本語を普及させることにより，日本人に同化しうる文化程度まで水準を上げことが可能であると考えられたのである．Tsurumi（1984）が指摘したように「台湾人と朝鮮人は，完璧な日本人にはなれないが，なれる能力は持っている」（Tsurumi　1984：279）と見なされ，まず国語教育に力が注がれたのである．

台湾における教育の方針を定めたのは，初代総督府学務部長となった伊沢修二である．伊沢は，台湾を「植民地に非ず」，「日本の身体の一部」であるとして，「新領土」における教育に力を注いだ．台湾は日本と「同文同種」の関係があり，「同化」する条件に恵まれているため，「新領土の民を我皇民の一部として能く同化せしむる」ことが可能であるとみなし，「献身精神」を持つ教育者を募り台湾へ派遣したのである（伊沢　1958：587-588）．伊沢は，「国語教授により，台湾人を日本人にしてしまふといふ熱烈な意図」を持ち，「同化」を教育によって推し進める基礎を築いた．つまり，教育においては初めから「同化」を目指していたということである．伊沢はまず教育施設として台北郊外の士林に総督府学務部と学堂‘芝山堂’を設置し，その周辺に居住する読書人の子弟に教育を開始した．しかし芝山堂は，植民地化まもなくまだ治安が不安定だった，明治 29（1896）年 1 月，「土匪」の襲撃に遭い６名の学務員が犠牲となった．これが「芝山巌事件」[10]である．植民地の人々への教育のために犠牲となったことが，忠君愛国の精神を示すものとして，この事件はその後の台湾における教育精神の象徴となった．

しかし同化教育の進展は，「土人ニ関スル教育ハ…一度其施設ヲ誤レバ，国家永遠ノ禍害ヲ胎スルモノ尠シトセス，就中普通教育ノ普及及向上ヲ図ルカ如キハ，徒ニ土人社会ノ文明意識ノ発達ヲ助長シ，遂ニ統治上甚ダ有

害ナル結果を生スルノ虞アリ」と，支配者への脅威になりかねないとの懸念も生まれた．したがって同化が実質的に進行するのではなく，ただ理念としてあるべきものとしてとらえられるようになったのである．

意思疎通の手段確立が急務と考えた伊沢は，「土語講習所設置に関する上申書」を総督府へ提出し，日本人官吏への土語（現地言語）教育の必要性を訴えた[11]．さらに「目下急要の教育関係」において，第1に彼我思想交通の途を開くべきこと，また「永遠の教育事業」として師範学校をはじめとする学校施設の建設の必要性を総督に対して進言した（台湾教育会編　1939：6-9）．こうして，領有当初における台湾の教育はまず国語（日本語）[12]の普及と教師育成のための基盤設立に始まった．

学務部は国語普及のため学校（学堂）開設を計画，着手したが，学堂の生徒募集は困難をきわめた．当時の台湾は日本支配への抵抗運動が全土に拡大し，混沌とした状況にあり，人民は「教育に対して理解を欠き，極めて消極的で」，また「国語の必要も，教育の必要も感じない」という状態であった．また台北は，「（…）城内ノ荒寥タル，（…）又市街ハ（…）満目蕭然トシテ悲惨ノ状自ラ現ハル」（台湾教育会編　1939：10）という状況にあり，教育対象がほとんど不在だったのである．その後，台湾総督府の学務部が，知識階級が多く居住する台北郊外の芝山巌に移転した．学務部では知識階級の子弟を集めて教育を開始し，学務部学堂の生徒は総督府設立後３ヶ月にして27名に増え，10月には第1回目の卒業生６名を輩出するにいたった（台湾教育会編　1939：13）．

次に学務部は「学務部施設事業意見書」を民政長官に対して提出した．これは台湾における教育の基礎を確立するための事業計画である．第1に，将来の人材を育成していくための師範学校設立の準備として日本語学校の設立と中学校や高等女学校の設立を要望し，第２に，彼我の意思の疎通の必要性から日本語・土語両方の会話本編集の必要性及び「地誌書」の早急な編集を求めている．地誌書は新領地台湾の地理歴史等を調査し，「施政上の参考に資す」ためのものであったが，その成果として台湾に関する地誌書が次々に発行された[13]．第３には，国語伝習所の設立であった．国語伝習所は，本島人に日本語を教育し，「日常生活に資し，且つ日本国精神を涵養する」ことを目的とする教育施設として設立されたものである．

この意見書の結果，明治29（1896）年に国語学校と国語伝習所が設立された．国語学校は，師範部と語学部からなり，国語学校師範部の修業年限は２年で，国語伝習所と師範学校の教師及び小学校長となるべき人材の養成を行うことを目的としていた．一方，国語学校語学部の修業年限は３年で，国語学校と台湾語学科に分かれ，本島人には日本語を，日本人には台湾語を教育し，将来台湾において官吏などに就くべき人材の育成を目指した．師範部の教授科目は，修身，教育，国語，中国語，台湾語，地理，歴史，数学，簿記，自然科学，唱歌，体操であった．語学部台湾語学科の教授科目は，修身，国語，読方，作文，習字，算数，簿記，自然科学，唱歌，体操であり，国語学科の教授科目は，修身，台湾語，読方，作文，唱歌，体操であった．

明治31（1898）年，台湾公学校令（勅令第178号）が公布された．公学校設立の目的は「本島人の子弟に徳育を施し実学を授けて，国民たるの性格に同化する訓練を行い同時に国語に精通させる」こととし，生徒は７歳以上13歳以下とし，修業年限は６年とした．教科目は修身，国語，作文，読書，習字，算数，唱歌，体操であった[14]．公学校への本島人の就学率は，明治39（1906）年には5.31％に過ぎなかったが，大正７（1918）年には15.71％に増加した（林　1929：214）．

一方日本人子弟に対しては，同じく明治31（1898）年に台湾小学校令（勅令第180号）が公布され，主要な都市に小学校が設立された．小学校の目的は，「児童身体の発達に留意して道徳教育及び国民教育の基礎並びに其の生活に必要なる不通の知識技能を授けること」で，尋常小学校と高等小学校に分けられた．尋常小学校の修業年限は２年から４年で，教科目は修身，国語，算数，唱歌，体操で，高等小学校は修身，国語，算数，日本史，地理，自然科学，図画，唱歌，体操であった．

教育の現場では，教育担当者の積極的な教育体制への準備とその養成が働きかけられていた．しかし明治31（1898）年の児玉総督の施政方針によれば，

> 教育は一日も忽諸に付し去るへからす然れとも漫に文明流を注入し権利義務の論に走るの風を養成し新付の人民をして不測の弊竇に陥る事なからしめんを期せさるへからす故に教育の方針を定むるには頗ふる考究を要せさるへからす教育素より必要なれとも其の方針竝びに程度は目下考案中にして寧ろ未定と云ふの外なし諸君と共に今暫く熟慮を要するの問題とせん

とあり，総督府の姿勢としては教育に関し積極的政策ではなく漸進主義の方針がうかがえる．明治36（1903）年にいたっても後藤民政長官は，教育上の方針は「尚考案中」としている．後藤は，台湾の人民が広東や福建などもともとの出身地によりその性格や風俗習慣を異にし，それらは一代や二代では改められるべきものではないため，「同化」は困難だと判断していたのである．曰く，「由来支那民族である彼らが幾何の年所を経て，如何なる程度まで在留地の風俗習慣等に同化し，若しくは同化しつゝるかを考究したる上ならでは，萬般の施設上に根本的基礎即ち統治の方針を確立することは出来ない」（鶴見1937：38-39）．

矢内原（1929）は，1920年代までの「台湾統治の精力は大部分が経済に集注せられ，教育は重要視せざりし」（矢内原　1929：156）と論じているが，実際，日本語教育以外，台湾人に対する教育は中等教育をはじめ，ほとんど整備されていない状態であった[15)]．台湾における教育事業に関してはあくまでも慎重に進められていくことになった．植民地統治初期，教育においては「同化」を図るという理想を掲げながら，実際には日本人と台湾人は異なる教育体系の下に位置づけられ，「内台分離」が原則となっていた．日本人には内地同様の教育の実施を，本島人には「同化のための基礎づくり」がそれぞれの教育目標となった．

3.2「内地延長主義」と教育政策

教育における「内地延長主義」の端緒は，大正８（1919）年の第一次教育令（勅令第１号）の発令にみられる．これにより普通教育が整備されて公学校の修業年限が４年から６年に延長され，また実業教育が創設されたほか台湾人向けの高等教育機関・専門教育機関が創設された．その総則をみると

> 第一條　台湾に於ける台湾人の教育は本令に依る
> 第二條　教育は教育に関する勅語の旨趣に基き忠良なる国民を育成することを本義とす
> 第三條　教育は時勢及民度に適合せしむることを期すべし
> 第四條　教育は之を分ちて普通教育，実業教育，専門教育及師範教育とす

となっている．第一條にあるように，この教育令は「台湾人」にのみ適用されるもので，日本人とは「別個の教育系統」であった．日本人と同じ教育系統が採用されないのは「本島新附の民が皇化に良くする事尚久しから

ず，国語修得の上に一大難関を有するから」（台湾教育会編 1939：91）であった．第三條に「教育は時勢及民度に適合せしむることを期すべし」とあるように，「将来民度の向上を見，事情の変化を來せる際には，本令を改正する」ことが第一次教育令に明記されていた．

本教育令から 3 年後の大正 11（1922）年公布された台湾教育令（勅令第 20 号，通称第二次教育令）によってようやくその内容は「内地延長主義」へと転じた．冒頭の引用に示したとおり，台湾人子弟が日本人のための学校（小学校）への入学が許可され，概ね内地の教育制度に依拠し，「内台人の教育の差別を撤廃」し，これにより，日本人と台湾人の教育制度が統合されたのである．台湾社会の「民度」が向上し，「厳密なる差別教育の必要を認め」ず，同化していく能力を備えたと判断されたといえる．田総督はこの第二次台湾教育令の発布に際し，「内台人間の差別教育を撤去し，教育上全く均等なる地歩に達せしめたるは本総督の洵に欽快とする所なり」と評価した．駒込（1996）は，こうした転換を可能にした要因として，第一次世界大戦後の世界情勢の変化，三・一運動のインパクト，原敬首相の内地延長主義への志向と共に，当時のアジア諸民族におけるナショナリズムの興起に対して日本帝国主義が守勢にまわりはじめたことがあるのではないかと指摘している（駒込 1996：129）．

しかしその「同化」は表面上のことに過ぎず，台湾人子弟が日本人のための小学校への入学が許可されたとはいえ，小学校への入学基準は「国語を常用するか否か」に依拠していたため，国語を家庭では常用しない台湾人子弟はほとんど小学校に入学できなかったのである [16]．つまり実態は，日本人と台湾人用の学校とを明確に分離する差別教育が継続することになった．

いずれにしてもイデオロギー上での同化は，教育がその推進を担っていた．「同化主義の是非は兎に角，植民政策上，教育事業の確立が，其の根本的要素たるものなれば，最も重要なる位置にあ」ったのである．さらに「形の上の同化は場合によりては単に模倣に過ぎないので真の同化ではないことがある．真の同化は内心の同化でなければならぬ．精神，思想，感情の同化であらねばなら」ず（広松 1919：267），そのためには「台湾人子弟の普通教育を普及させねばなら」（広松 1919：267）ないとされた．内地延長主義への移行に伴い，統治政策における教育事業の位置づけは次第に重要性を増してくことになる．日本が求めたのは，「国体」精神の植民地への延長であり，その実践は教育に委ねられた．

３．３　皇民化運動と教育政策

第十七代総督の小林躋造は台湾における「皇民化政策」の目的についてこのように述べている．

> （台湾は）神国日本の南方の玄関となったのです．したがって南方の玄関たるに相応しい状態に台湾を作り上げたい．又其処に居る人を神国日本の玄関子たるに恥ぢない教を持つものにしなければならぬと思って，所謂本島人に対する皇民化運動に努力して居るのであります．皇民化運動と言う表現は少々当たらぬ言葉であるが，要するに皇国精神強化運動の略でありまして，真の日本人らしくなれと云ふことが即ち皇民化運動であります (小林　1940：18).

小林（1940）は「昭和 13 年度ニ於テ特ニ考慮スヘキ重要方策答申書」の第一号に「同化政策ノ徹底」を掲げ，具体的方策として初等教育の刷新，国民的訓練の徹底，内地人の増殖定住，保健衛生施設の充実の 4 つを挙げている．第 1 に掲げられた初等教育の刷新について，国民精神や同化徹底の基礎には初等教

育の刷新が不可欠であるとし，教育方針，学科課程，修業年限，教員の資質等の学制の根本から検討を加え，そのためには初等教育期間の財源である地方財政問題に適切な対策を講じる必要があると述べている（近藤　1996：156）．

皇民化のためには，まず初等教育から始める必要があるとされたが，それを象徴するのが，国民学校令の公布と義務教育の実施であった．学務課長の森田俊介は初等教育の義務化を訴え，その目的について，第１に皇国民たるの基礎的錬成，第２に就学希望者の著しい増加，第３に産業竝びに国防の根基の培養だとしている（森田　1940：78）．森田（1940）は「児童期に徹底的訓練を施し，その性格を陶冶することは，国民教育上得に言語風俗習慣を異にする本島人の同化上，須要且つ有効なることは疑を容れない所である」（森田　1940：78）として，皇民化推進における学校教育での児童への徹底的訓練の重要性を主張した．学校教育においては，「国民教育が国家の大本」(鷲巣　1941:244)となり，国民学校制の導入により皇民錬成が教育の目標となった．皇民化とは，「日本の国体の精髄を知って，萬世一系の天皇の皇謨を扶翼し奉る」こと，つまり，「もっとくだけて申すなら，天皇陛下の為めに，身命さへ抛つてもよいといふやうな気分を起こさせること」(鷲巣　1941：244）にあり，その真の目的を達成するために設けられたのが，小学校及び公学校，そして国民学校であった．こうして政治的・経済的支配だけでなく社会的・文化的にも植民地の人々は徹底した皇民化が求められた．

日本内地では昭和 16（1941）年に小学校令を改正して「国民学校令」が公布されると，台湾や朝鮮，樺太などの植民地においても同様の内容により施行されることとなった．これがいわゆる「皇民教育」の実施である．それまで植民地台湾における初等教育施設として機能していた小学校と公学校はこれにより廃止され，すべての初等教育施設は「国民学校」と改称されたのである．国民学校とは「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的」とするものである．「皇国ノ道」とは，教育勅語で説かれている国体の精華と臣民として守るべき道のすべてであり（土屋　1993：407），その教育方針は，以下のとおりである．

(1) 教育の全般に亙りて，皇国の道を修練せし，特に国体に対する信念を深からしめること．
(2) 国民生活に必須なる普通の知識技能を体得せしめ，情操を醇化し，健全なる身体の育成に力むること．
(3) 我国文化の特質を明ならしむると共に，相互の関連を緊密ならしめ之を国民錬成の一途に帰せしむること．
(4) 心身一体として教育し，教授，訓練，養護の分離を避くること．
(5) 各教科並科目は其の特色を発揮せしむると共に，相互の関連を緊密ならしめ，之を国民錬成の一途に帰一せしむること．

この内容からも明らかなように，初等教育機関である国民学校は日本本土同様，戦時体制へと組み込まれることを意味していた（多仁　2000：80）．

台湾の人々にとっては，国民学校令は皇民化の推進であり，教育を通じた土着文化の抑圧に他ならなかったが，統治者側にとって国民学校制の施行は，「内台の区別をもう一歩近づけ」る「内台融和」の実現であると自負していた[17]．しかし実際には，同じ国民学校といっても日本人と台湾人が同じ学校に通って机を並べるわけではなく，やはり日本人向けの国民学校と台湾人向けの学校は，旧来の小学校・公学校の配置を受け継いでいたのである．また，教育課程も第一号表・第二号表・第三号表に分けられ，日本語で生活す

る家庭の子弟は「第一号表国民学校」（元小学校），その他の家庭の子弟は「第二号表・第三号表国民学校」[18]（元公学校及び蕃人[19]公学校）への入学が規定されていた．第一号表は日本国内とほぼ同様の内容で，第二号表と第三号表は第一号に比べて日本語と実業科目が多く課されていた．

国民学校における教育内容は，「皇民錬成」という最高原則に適合するように再編成された．すなわち，国民科・理数科・体錬科・芸能科・実業科の５教科への統合である．国民科の中には修身・国語・国史・地理の主要４科目が含まれていた．

昭和 18（1943）年からは台湾においても義務教育制度の導入が決定された．その導入に際し，総督府文教局長は，「一視同仁の皇澤に浴し，邑に不学の戸なき教育の進展を見るに至りましたことは単に教育制度上の大改革といふに止らず，本島統治の上に洵に重大なる意義を有する」ものであると述べ，さらに，

> 今や国を挙げて興亜の大業に邁進しつつある秋，国民資質の向上を図り産業竝ニ国防の根基を培養することは，洵に刻下期喫緊の用務でありますが，彼の南方各地に見る欧米の非人道的，不教育主義民族去勢政策と比較勘考するとき鋭意教育普及に力め，土地と人とを挙げて以て皇土皇民たらしめ只管其の福祉を増進せんとする本制度実施の意義は，実に重大なるものあるを痛感するのであります[20]．

と，欧米の植民地主義と比較して皇民化政策の人道主義を強調し，義務教育実施の背景にある「産業竝ニ国防」への植民地人民の動員を正当化するのである．義務教育制度実施の目的は，「所謂皇民化の為にほかならな」（土屋　1943：67) いが，教育の普及に関しては，就学率が昭和 15（1940）年には 60％近くに上り，昭和 18（1943）年には義務教育制度

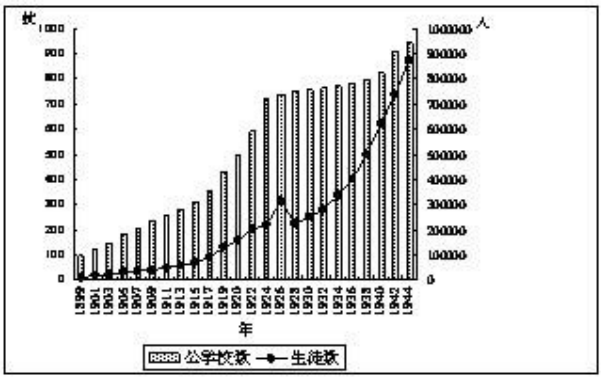


図１　台湾における公学校数および生徒数の増加（1899 ～ 1944）
台湾省 51 年来統計提要ほかにより作成

が導入され，昭和 20（1945）年には台湾人児童の就学率は，80％に達し（鐘　1993：237），数値の上では「成功」を収めたといえる（図 1 参照）．

４．同化主義と地理教育

４．１　同化政策期における初等科地理の位置づけ

伊沢修二は台湾知識階級の地理認識の低さを憂慮し，明治 30（1897）年，「台湾公学校設置に関する意見」と題する講談において，次のように述べている．

> …我々が一昨年初めて参った頃は，台湾の教育のある人達が，皆日本は，台湾より小さいと云うて居った．琉球と日本本国と，間違へて居った．（…）此辺から見ても，地理といふものはどうしても一通り学ばせて台湾と比較して，日本の大きさはドレ丈けである．台湾と比較して，日本の人の多いことは，ドレ丈けである．又それよりもモット容易い所の例を云へば，台湾と日本は，大いに似て居るところがある．例えば，台湾の都市たる台北の地勢は，実に京都に能く似て居る．京都の鴨川が丁度台北の淡水河であって，三方を山を囲んで，一方へ淡水河流れて居る所は，京都が三方山で囲んで，淀川が一方か

ら流れて出るというのと，丁度同じような地勢である．（…）とかいふように，此台湾と本国と比較して，そうして本国のことを知らせるといふことは，余程之は必要なことである[21]．

地理と歴史は「日本および『日本人』という想像の共同体に台湾人を組み入れるうえで，必須の科目と考えられていた」（小熊 1998：100）と小熊が述べているように，伊沢をはじめとして，植民地教育に携わった日本の教育者たちは，地理と歴史は，その国勢と国体を知り，「愛国心」を育成する上で重要な科目として位置づけていたが，地理が台湾の学校教育において登場するのは，明治31（1898）年に設立された国語学校の師範部第１・２学年においてである[22]．国語学校師範部は高等学校レベルに相当し，台湾籍の人間で入学できたのはごく限られた知識階級の子弟だけであった．

内地延長主義により大正９（1920）年の地方制度が改正され，公学校は総督府の管轄からその公学校が立地する地方自治体（市・街・庄など）が管轄することとなった．同10（1921）年に改正された「台湾公学校規則」で「地理」が公学校の教科目として初めて登場した．公学校の修業年限は，「６年間とし[23]，教科目は修身，国語，算術，漢文，地理，理科，図画，実科，唱歌，体操，裁縫及家事とす」と定められ，初めて地理が公学校５学年以上のカリキュラムに組み入れられることとなった．地理が教科目として組み入れられた背景には，台湾児童の語学力が地理を教育するに足る程度に向上したこと，また同化政策により台湾人の「日本化」が教育分野を通じて積極的に推進する方針が採用されることとなったことが考えられる．

４．２　同化政策期における地理教育の理念

①地理教育の目標

地理教育の目標は，大正10（1921）年発布の公学校規則において次のように記されている．

地理は本邦及本島と直接の関係を有する地方の自然及人文に関する知識の一般を得しめ本邦国勢の大要を理会せしめ処世上必須なる事項を知らしむるを以て要旨とす

地理は本島の知性，気候，区画，都会，産物，交通等より始め漸次本邦に及ほし進みては本島と直接の関係を有する南支那，南洋其の他の地方に関する事項の大要を授くへし

一方，日本人向けの小学校においては明治30（1897）年の小学校設立当初から地理が教科目として採用され，その教育目標は，

日本地理は本邦地理の大要を授けて人民の生活に関する重要なる事項を理会せしめ兼て愛国の精神を養ふを以て要旨とす

第五学年に於ては先ず学校付近の地理を授けて以て此科の基礎たるへき知識を与え漸く進みて本島及本邦の地形気候著名の都会人民の生業等の概略を授け更に地球の形状水陸の別其他重要にして児童の理解し易き事項を知らしむへし

第六学年に於ては更に日本地理の要項を授け関係諸外国の地理の大要に及ぶ

となっている．明らかに，公学校に比べ小学校版の方は詳細な記述がなされている．外国地理について小学校向けは「関係諸外国」としているのに対し，公学校向けには「本島と直接の関係を有する南支那，南洋」と特定されているのは，台湾人子弟はただ「南支那，南洋」だけについてのみ理解し，世界に対する認識までは期待されていないことを示すものであろう．また，小学校に対しては「愛国の精神を養ふ」ことが教育目的に掲げられているのに対し，公学校にはこの教育目的がない．この時点では台湾人子弟はまだ「同化」されていないと判断されていたと推察でき

る．しかし第二次教育令（大正 11（1922）年）の公布に伴って発布された台湾公立公学校規則（府令第 65 号）における地理教育の目標は次のとおりである．

> 地理は地球の表面及人類生活の状態に関する知識の一斑を得しめ本邦国勢の大要理会せしめ兼て愛国心の養成に資するを以て要旨とす
>
> 地理は本邦の地勢，気候，区別，都会，産業，交通等より始め支那及南洋地理の大要に及ほし進みては本邦と重要なる関係を有する其の他の諸国の地理に関する簡単なる知識を授け且地球の形状，運動等の大要を理解せしむへし
>
> 高等科に於ては各大洲の地勢，気候，区画，産業，交通等の概略より進みて本邦と重要なる関係を有する諸国の地理の大要，本邦の政治経済上の状態，外国に対する地位等の大要を知らしめ又地文の一斑を授くるへし
>
> 地理を授くるには成るへく実地の観察に基き又地球儀，地図，標本，写真等を示して確実なる知識を得しめ且日本歴史，理科等の教授事項と聯絡せしむことを要す（台湾教育会編　1939：365）

ここで公学校版にも「愛国心の養成に資すること」が地理の教育目的に加わった．地理において「愛国心の養成」が求められるのは，「比較的著実に，落ち付のある，真正なる愛国心の養成に都合のよい」（台湾教育会 1939：267）科目であるがためである．堅実な地理的識見を持たせることにより，他に介在する自国の国勢を理解していく際には，自国ばかり尊重するのではなく，他の地域への偏見を取り除いていくことも可能であるし，国勢の世界的位置を確認することによって，自らの国民的責務の重大さの認識にいたることができるとされたのである（台湾教育会編　1939：267）．

「本邦国勢の大要」の理解は，公学校の地理教育においては「非常な重要な位置を占」めるべきものとされた（台南師範学校附属公学校　1924：266）．それは，「歴史における国体の大要を理解するのに相当」（台南師範学校附属公学校　1924：266）するもので，「真に国勢を理解し得たならば，国民的責務の重大な事を自覚して，堅実な愛国心のもとに統一した国民的活動」を行うために重要であった．

公学校地理科の形式的な目的は愛国心の養成であり，それにより国民的責務感を喚起し，人類的心情の陶冶を起こすことが目標であった．一方実質的目的は，知識の習得と処世上必須なる事項と国勢大要の理解であり，その目指すところは地理的考え方の学習と国民生活の理解，日本国勢の世界的地位の自覚であった（台南師範学校附属公学校　1924：268）．

昭和 18（1943）年に国民学校令が発布され，公学校，小学校とも国民学校として編成されるまで 21 年間にわたり，基本的には公学校規則に基づき地理の教育が行われた．

②地理教科書の内容

明治政府は教育への統制を行い，政府は教育への統制を行い，小学校と中学校の教科書は明治 36（1903）年から文部省によってすべて編集された国定教科書が用いられることになった．植民地における教科書は全て総督府発行のものであったが，台湾の教科書は日本内地の国定教科書や朝鮮の教科書とその文体が異なることに特徴があった．内地や朝鮮の教科書が文語体であったのに対し，台湾の国史や地理の教科書は，大正年間（1910 年代）以降平易な敬体口語を採用していたのである．内地や朝鮮で口語に変わるのは 1940 年代に入ってからのことである（磯田　1999：256)．

同化政策期における初等教育における地理の授業は週２時間に設定されており，これは修身，日本歴史及び理科と同様であった[24)]．

第５学年では日本地理の大要を，第６学年で前学年の続きと支那，南洋其の他の外国地理の大要を修得することが目標とされている．

同化政策期においては，正規の教科目には入ってはいないものの，「郷土の観察」が第４学年から取り入れられた．郷土科は，国語や国史でも取り上げられていたが，地理が最も早く取り入れた教科である．この頃，「地理教授は郷土地理より入って郷土地理に終る」（村上　1932：56）といわれるほどに，郷土地理が重視されるようになっていた．それは，「郷土における地理的理法を充分に呑み込んで居れば想像力推理力によって他地方も類推することが出来る」（村上　1932：57)と考えられたからである．そうした純粋な基礎概念の養成という視点から唱えられた郷土地理は，同化政策が進み，日本をめぐる国際情勢が変化するにしたがって，次第に国家主義の涵養という目的へと拡大していくことになる．郷土の観察とともに外国地理の重要性が高まってくるのがこの時期であった（長田 1924：18-26）．

大正 11（1922）年の第二次台湾教育令の発布に伴い，公学校地理書が改訂された．昭和 11（1936）年発行の公学校地理書第二種巻一（５年生）および巻二（６年生）の内容は次のとおりである．

（巻一）
第一　大日本帝国
第ニ　台湾地方
第三　九州地方
第四　中国地方
第五　四国地方
第六　近畿地方
第七　中部地方
（巻二）
第一　関東地方
第二　奥羽地方
第三　北海道地方
第四　樺太地方
第五　朝鮮地方
第六　関東州
第七　我が南洋諸島
第八　大日本帝国総説
第九　アジア洲
第十　ヨーロッパ洲
第十一　アフリカ洲
第十二　北アメリカ洲
第十三　南アメリカ洲
第十四　大洋洲
第十五　世界と日本
第十六　地球の表面

巻一第一章の「大日本帝国」という章に加え，巻二第八章にも「大日本帝国総説」が掲載されている．巻一第一章「大日本帝国」の内容は以下のとおりである．

我が大日本帝国はアジア洲の東部にあって，日本列島と朝鮮半島からできています．列島中の主な島は本州・北海道・本島・樺太（南部）・四国・九州・台湾です．日本列島の内がはにはオホーツク海・日本海・黄海・東支那海があって，その向かふにアジヤ大陸があります．外がはは太平洋を中にして，北アメリカ洲と向き合っています．朝鮮半島はアジヤ大陸の東部の一大半島で，北は満州国とシベリヤにつゞいています．

全国の面積は六十七萬方キロメートルで，その三分の一は本州，三分の一は朝鮮，のこりの三分の一はその他の地方です．人口は九千萬をこえています．（中略）

本州と四国・九州は全国中よく開けた地方で，これを三府四十三縣に分け，府には府廳，縣には縣廳をおいてあります．又北海道には北海道廳，樺太には樺太廳をおき，朝鮮と台湾には総督府をおいてあります．この外関東州と南洋諸島にも廳をおいてあります．

我が国の政府は東京にあってこれらの官廳をすべています（ママ）．

この章では，大日本帝国の地理的範囲，面積および人口と地域区分について述べられている．大日本帝国の領土には樺太，朝鮮，台湾，関東州，南洋諸島が含まれると記述されているが，どこにも「植民地」や「委任統治領」という説明はない．朝鮮・台湾があくまでも日本の「内地延長」と位置づけられていることの証左であろう．

一方，巻二第八章の大日本帝国総説の記述は地勢の記述につづいて次のように，産業や交通について述べられている．

我が国は気候・土地ともに農業に適しているので，各種の農産物ができます．その中産額の多いのは米・麦・豆類・甘藷・甘蔗・茶・煙草・蔬菜・果物などです．又我が国は世界第一の養蚕国で繭の産額が多く，生糸・絹織物の製造も盛です．生糸は我が国第一の輸出品になっています．（中略）

我が国は近海に暖流と還流があるから，いろいろの水産物に富んでいて，世界第一の水産国となっています．（中略）

我が国は石炭が豊富で水力の利用も容易ですから，工業が発達していて，いたる所に大じかけな工場があり，国産の原料ばかりでなく外国産の原料を使って，たくさんの工業品を製し，今では世界でも指折りの工業国となりました．工業品の主なものは生糸・綿織物・綿糸・絹織物・洋紙・肥料・毛織物・工業薬品・染物・醤油・絹糸・陶器・メリヤス・人造絹糸・ガラス・煙草・砂糖・酒類などです．（中略）

産業の発達につれて道路や鉄道がいたる所にまうけられ，交通が大そう便利になりました．鉄道はその延長が約三萬キロメートルあります．幹線は東京を中心として北は奥羽地方・北海道本島をへて樺太にいたり，南は中部・近畿・中国の諸地方をへて九州に行っています．又朝鮮を縦に走っている幹線があって，満州の我が南満州鉄道に連絡しています．これらの鉄道を連絡するために海上には，鉄道連絡船が通っています．

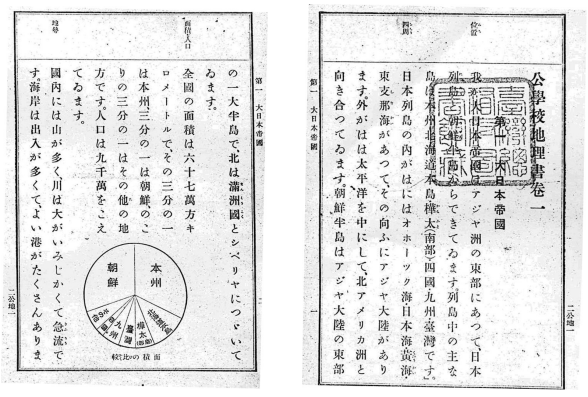


図２　公学校地理書巻一（1936 年発行）

巻二第八章「大日本帝国総説」では既に教授した日本の地理状態を地勢産業貿易交通の項目に概括して指導することを目的としている．

一方，昭和 16（1941）年発行の公学校地理書第一種巻一の「大日本帝国」の項の記述はより詳細になっている．たとえば昭和 11(1936) 年発行においては大日本帝国の人口について単に人口数のみ述べられていたものが，昭和 16 年版では，

国民の総数は約一億で，その大部分は大和民族であるが，朝鮮には約二千三百萬の朝鮮人，台湾には約五百三十萬の台湾人がいる．又北海道には少数のアイヌ人，樺太には少数のアイヌ人とその他の土人がいる．諸外国に移住している大和民族は約百万である．

と，「国民」の多様な民族の内訳や外国への移住者数にまで言及している．また昭和 11 年版ではほとんど説明がされていなかった関東州と南洋群島について以下のような説明がなされている．

我が国にはこの外に満州国から租借している関東州がある．又世界大戦の結果，我が国が統治している南洋群島がある．関東州を治めるた

めに関東州廳，南洋群島を治めるために南洋廳を置いている．

４．３　「愛国心」と皇国地理

①「愛国心」と地理教育

皇民化政策の下での地理教育は国民科に組み込まれ，その教育目的は「国家目標」の影響を強く受けることになった．日本臣民として必要な地理的知識の修得と愛国心の育成が地理の主たる目的となったのである．公学校における地理は，「言うまでもなく国民教育の立場からの地理」で「地理学の教育的価値を国民教育に取り入れたもの」であると位置づけられた（台中州教育委員会編　1942：9)．

地理教育の目的として，

(1) 国勢の大要を明らかにする
(2) 国民的精神を確立させる
(3) 愛国心を陶冶する
(4) 国際的精神を涵養する
(5) 国運の発展に資する

の５つが設定された．この中で，国勢の大要を明らかにすることと「愛国心」の養成は，皇国民となるために特に重要なものとして位置づけられた．台中教育委員会は，国勢の大要の理解と愛国心の関係について詳細な解説を行い教員への指導を行っている．

国勢の大要の一斑

本邦の如き国勢は如何にして到来したものであるか．我が国民は如何に国土の影響を蒙っているか．如何に国土に順応し，如何に国土の力を利用しつつ生活を営んでいるか．又国家組織の裏にあって，国家の物質的方面の富源充実は如何に？精神的方面の国運発展は如何に？……これ等は要するに国民活動の一切であり，国土の価値は国勢への共同的所為である．

人類は集団を築き，社会組織国家組織の下に生活している．現今の人類は少なくとも孤立生活を許されず，凡てが国際生活に入って生存している．故に人類の文化発達の史的考察や世界の現勢を理解することは，国勢の一斑を理会することと共に，極めて重要な価値を有するものである．

愛国心の養成

国民が等しく国勢の世界的地位を理解し，国際間の諸問題を考察して行くとすれば，帰結するところ愛国心の燃焼に至るであらう．之が地理教育の目標である．併し乍ら愛国心の養成は一朝一夕ではなし得ない．先づ郷土の環境を理会し，次第に視野を広めて国勢の大要を知り，更に諸外国との国際的関係を解して後，真の愛国心は養はれるのである．故に国際生活の基礎的知識に立ち，或は時事問題を通じて国際精神の徹底を図り大国民たるの品性を陶冶せねばならない（台中州教育委員会編　1942：7-8).

本邦国勢大要の理会と愛国心の養成とは二にして一である．(…)「愛国心の養成」を意図の中に入れない「国勢の大要の理会」は，光なき玉を抱くに等しく，「国勢大要の理会」を忽諸に附した「愛国心の養成」は，恰も砂上に楼閣を築く様なものである．共に両々相俟って唇歯の関係にあり，これが地理科の骨子にして，地理教育の国民教育たる所以である．（台中州教育委員会編　1942：10)

このように国勢を理解し，国際精神を学びそれによって「愛国心」を育成することが地理教育の目標であると強調されている．さらに日本をめぐる情勢の変化に対応して，地理教育は国際精神の喚起，国勢の厳正批判，国民性の理解，経済観念の養成，海外発展思想の涵養の観点からの教育が必要であると主張された．「国際精神の喚起」とは，健全なる国家主義的活動は公民としての義務であり，国際精神の喚起も，自国を忘れて飛躍してはならない，ということを意味する．「国勢の

厳正批判」は，海外諸国の国勢を理解することにより，日本の世界的地位を相対化することをいい，「国民性の理解」とは，他国の国民性を理解し，比較し，優秀なる国民性を持つ国民の形成する優秀な国家建設に邁進させるために必要なことだとしている．さらに「経済観念の養成」は，現在の人類活動は，経済を基調としていることを体得させ，日本の経済力や経済組織，世界的地位を理解し，経済が国勢においていかに重要かを考察させることであった．「海外発展思想の涵養」は，日本の国情における問題は人口問題・食糧問題・職業問題であることをふまえ，海外主要諸国の海外発展の大要を理解させ，その地理的事情を明らかにすること，特に海外移民については，移民排斥を考慮に入れ国民の覚悟が必要であること，海外発展の必要を説くと共に国内産業の振興と発展を企画する考えも地理教育を通じて育てていかねばならないとしている（台中州教育委員会編　1942：12-13)．この観点から，日本の満州などへの領土拡大は，「我が肇国精神の輝かしき顕現」であり，「今や日章旗ひるがへり（…）更に新たなる大アジヤの天地が生まれつゝある」ことを意味し，それは「まことに我が国の意図する所は他民族や他国家の征服ではない．相倚相扶けて自他ともに真に生くる道を具現して行こうとするもの」（台中州教育委員会　1942：286) であった．国民科地理においては「究極に於てこの（悠遠崇高なる）使命を自覚にまで導くのである」（台中州教育委員会編　1942：286) と記されている．

こうした大東亜共栄圏，東亜新秩序の確立が日本の「使命」とされていたこの時期，地理教育の目標は，国勢を知ることによる「愛国心」の育成であったといえる．すなわち，地理は「地理学に従属するものとして考へられてゐたが，今回は皇国民の錬成の為の地理であり，我が国土国勢を理解し，国土愛護の精神を養ふのが主眼」（台南師範学校附属国民学校研究会　1942：286) となったのである．地理の目的はもはやそれまでの自然科学的見地に立つ自然と人類の二元的なものではなく，「飽く迄も人文科学的見地に立って，自然と人類とを包生的実体として考察すべきもので知的な理解よりも情的な把握を主とし，個人とか人類とかとしての知解でなく，国家，国民としての理解であり把握」（台南師範学校附属国民学校研究会　1942：286) という，壮大なものとなった．

②皇国地理教育

第３章で述べたように，昭和 16（1941）年に公布された国民学校令によって，地理は「国民錬成」を目的とする国民科の一教科として修身，国語，国史とともに再編されることになった．台湾公立国民学校規則第十六条では地理の目的として，「国民科地理は我が国土国勢及諸外国の情勢に付て其の大要を会得せしめ国土愛護の精神を養い東亜及世界に於ける皇国の使命を自覚せしむるものとす」と記されている．皇国の使命とは，「八紘為宇の肇国精神を現実のものたらしめること」であった．

具体的には国民科地理においては，国土に関して，位置，地勢，地質，海洋，気候，資源，景観等の主要な項目を扱い，これらは人口，集落，交通，産業，軍事等の国勢事項と一体的に取り扱うということである．その中でも特に日本の国勢を相対的に見ること，東亜及び世界における日本の位置の把握が重要視された．「我が国土国勢を正しく認識する事によって始めて東亜及世界に於ける皇国の使命が自覚され悠遠なる皇国の理想を自覚し，自ら国土愛護の精神が養はれる」ためである．

国民科地理は，当時の国家理念を見事に体現し，実践しようとするものであった．領土拡大，新しい国土建設，東亜新秩序の確立を国家目標としていた時代にあって，地理はその国家理念を正当化させていくのに理想的な

教科であったといえる．

5．おわりに

植民地における教育は，統治国の国家理念と植民地統治方針を反映したものであった．その変化にしたがって，その教育目的も教育内容も変化していった．教育を通じて植民地の人々は「民度」を向上させ，日本人に近付き，「皇民」としての資格を備えていくことを期待されたのであった．「皇民」への同化である．地理は宗主国日本についての基礎的知識を獲得させ，「支配者」たる日本の壮大さや偉大さを認識させる上で必須科目と位置づけられた．理念的な同化を具体的に「可視化」できる道具と考えられたのが，地理教育であった．日本を中心とする東亜新秩序の中に包含され，台湾，朝鮮をはじめとする植民地やアジア諸国が皇国に「同化」されていくイメージを，日本は地理教育を通じて描いてみせた．地理教育の実践を通じて，愛国心を喚起し同化を促し，到達したのはしかし，「戦争への動員」であった．植民地教育によって統治国への愛国心を育成された人々が，ポストコロニアルの時代に，自分の国に対してどのような「愛国心」を抱き，地理的認識を持つようになったのか，今後明らかにされなければならない課題である．

注

1）台湾島と澎湖島のこと．
2）法三号第一條に，「法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とある．
3）法三号では，内地の法律の全部又は一部を台湾湾に施行することを原則とした．すなわちこれが内地延長主義の適用である．
4）共婚法は台湾人と日本人との通婚，笞刑はむち打ち刑をさす．
5）「台湾同化会」は，林献堂と板垣退助が協力して創立したものであるが，板垣退助が台湾を去ると解散させられた．
6）これについては 1921 年から 13 年間にわたり台湾議会設置請願運動が行われ，帝国議会に対し「台湾議会設置請願書」が 15 回提出されたが，認められることはなかった．
7）日本は，植民地台湾の人々を「本島人」，朝鮮の人々を「半島人」と称した．
8）国語は日本語，土語は台湾語のことをさす．
9）当時の台湾では，台湾の漢族系住民の間では広東語と福建語が使用されており，さらに福建語も泉州語，福州語，厦門語などに分かれていた．また先住民も部族によってそれぞれ異なる言語を使用しており，標準語が存在していなかったのである．
10）伊沢は内地出張中で難を逃れたが，5 名の教師と 1 名の用務員が殺害された．
11）その中で伊沢は，「言語不通の為，文武官吏の不便を感ずる事意外に強く，百数十名の陸軍通訳ありと雖も，台北地方の土民を尋問するに，訳を重ねて而して尚不通の語を聞くこと間々有之，況や憲兵警察官の如き，少数相離れて職務に従事するものありては，一々通訳を附する能はず，仮令之を附するも，官話を談ずる土民を，其の中間に使用する不便あり，従って危険も亦，其の間に生ぜざるを期し難し」と記している（台湾教育会編　1939：6）
12）日本植民地政府は，「日本語」ではなく「国語」という用語を用いた．小熊（1998）によれば，これは台湾がすでに「日本」であるという意思表示であった．
13）その中でも代表的なのが 1896 年に出版された地理学者小川琢治による『台湾諸島誌』である．台湾の自然環境や歴史，文化などについてきわめて全般的に描写したものであるが，小川は台湾に渡航した経験はなく，全て文献資料に基づいた記述であった．この後も台湾に関する地誌書としては例えば，伊能 嘉矩『台湾志』（1902），広松良臣『最新台湾誌改訂四版』（1927），藤崎済之助『台湾全誌』（1928）などが出版された．
14）公学校の設立に伴い，1899 年に全ての国語伝習所が廃止となる．
15）台湾人向けの公立中学校が 1915 年に設立されたが，レベルは日本人向けの中学校より低く設定され，修業年限は日本人が 6 年のところ 4 年

とされた.

16）小学校において 1 クラス 50 人に対し台湾人生徒は 1 ～ 2 人に過ぎなかった.

17）総督府文教局長西村高兄談．西村高兄（1943）皇民教育の大道（対談・編集部速記），台湾時報第 26 号第 4 号（1943：2）.

18）第三号表は少数民族（当時の総督府による名称は蕃人）向けの課程となっている.

19）日本は，台湾の先住民族の人々を「蕃人」，児童のことを「蕃童」と称していた.

20）「本島義務教育制度施行に際する総務長官談」台湾時報第 26 号第 4 号（1943：5）.

21）教育公報 195 号（1897 年 6 月：12）.

22）国語学校師範部は四年制で，学生は 29 歳以下の日本人であり，かつ国語学校附属学校を修了したものに限定されていた.

23）当該地域の状況により，修業年限は 4 年とすることも可能であった.

24）最も授業時間数が多かったのは，国語の 12 時間である.

引用文献

伊沢修二　1958．台湾の教育.『伊沢修二選集』信濃教育会.

磯田一雄　1993. 皇民化教育と植民地の国史教科書.『近代日本と植民地 4　統合と支配の論理』113-135．岩波書店.

磯田一雄　1999.『「皇国の姿」を追って』皓星社 .

君島和彦　1994. 植民地支配の構造. 浅田喬二編『「帝国」日本とアジア』80-107．吉川弘文館 .

小熊英二　1998.『＜日本人＞の境界，沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮　植民地支配から復帰運動まで』新曜社 .

小林躋造　1940．台湾の近情．文明協会ニュース第 165 輯：17-19.

駒込　武　1996.『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店 .

近藤正巳　1996.『総力戦と台湾　日本植民地崩壊の研究』刀水書房 .

佐藤源治　1943.『台湾教育の進展』台湾出版文化社 .

鐘　清漢　1993.『日本統治下における台湾教育史』多賀出版.

台中州教育委員会編　1942.『教育実際化　地理教育』第二輯 , 台中教育委員会.

台南師範学校附属公学校　1924.『公学校教育の第一歩』台湾世界子供社.

台南師範学校附属国民学校研究会　1942.『国民学校教育実践（国民科）』

台湾教育会編　1939.『台湾教育沿革誌』青史社 .

台湾省行政長官公署編　1946.『台湾省 51 年来統計提要』

多仁安代　2000.『大東亜共栄圏と日本語』勁草書房 .

沈　正輔　2003．文部省と朝鮮総督府の国民学校国民科地理に特設された「郷土の観察」と「環境の観察」の比較分析．新地理　51（2）：11-19.

陳　培豊　2001.『「同化」の同床異夢」』三元社.

土屋忠雄　1943．台湾本島人の皇民化と義務教育の施行，教育思潮研究会『国民教育の動向』目黒書店 .

土屋忠雄他編　1993.『日本教育史』学文社 .

鶴見祐輔　1937.『後藤新平　第二巻』後藤新平伯編纂会.

寺本　潔　1985. 総督統治下朝鮮の国民学校における地理教育―国民科「環境の観察」について．筑波社会科研究　4 ：69-74.

長田　守　1924. 公学校新地理書と地理学習に付て．台湾教育　266（1924.8.1）：18-26.

白　恩正　2005．国民学校期の『初等科地理』と『初等地理』との比較―文部省発行 1943 年版と朝鮮総督府発行 1944 年版を中心に（前編）．植民地国家の国語と地理　植民地教育史研究年報　8：81-100.

橋本賢康　1930.『少年日本地理文庫台湾』

広松良臣　1919.『帝国最初の植民地　台湾の現況附南洋事情』台湾図書刊行会.

ピーティー，M．著，浅野豊実訳　1996.『植民地帝国 50 年の興亡』読売新聞社.

持地六三郎　1912.『台湾植民政策』富山房.

村上健次　1932. 地人相関を主としたる公学校地理教育之研究（一）．第一教育　11（5）

森田俊介　1940. 台湾の教育と義務制度．台湾時報 5 月号

矢内原忠雄　1929.『帝国主義下の台湾』（1988 年復刻版）岩波書店 .

林　茂生　1929.『日本統治下の台湾の学校教育（復刻版）』拓殖大学 .

鷲巣敦哉　1941.『台湾保甲皇民化読本』台湾警察協会.

Takeuchi, K.　1994. The Japanese Imperial tradition, Western Imperialism and modern Japanese Geography. In *Geography and Empire*, eds. A. Godlewska and N. Smith, London: Blackwell.

Peattie, M. and Myers, R.H. 1984. *The Japanese Colonial Empire, 1895-1945*. Princeton: Princeton University Press.

Tsurumi, P. 1979. *Japanese Colonial Education in Taiwan, 1895-1945*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

Tsurumi, P. 1984.Colonial education in Korean and Taiwan. In *The Japanese Colonial Empire, 1895-1945*, eds. R.H. Myers and M.R. Peattie, Princeton: Princeton University Press.

よう・せいい
茨城大学人文学部

Assimilation Policy and Geography Education: Patriotism in Colonial Taiwan

YEH Chienwei（The College of Humanities, Ibaraki University）